



障害児通学支援

? なぜこの事業を行なっているのですか？

身体障害や知的障害をもつ障害児にとって、一人で登・下校することは困難で、危険を伴うことがあります。

障害児の保護者が仕事の都合などで登・下校の付き添いができない場合に、保護者に代わって登・下校時にガイドヘルパー（☞解説①）による送迎支援を行うことにより、通学時における障害児の安全の確保を図るとともに、保護者の負担を軽減することを目的としています。

? どのようなことを行なっていますか？

【事業対象者】

特別支援学校（☞解説②）、区内の小・中学校の特別支援学級（☞解説③）及び都内高等学校に通学している児童・生徒で、保護者の仕事や病気・出産等により、一人での通学が困難である障害児

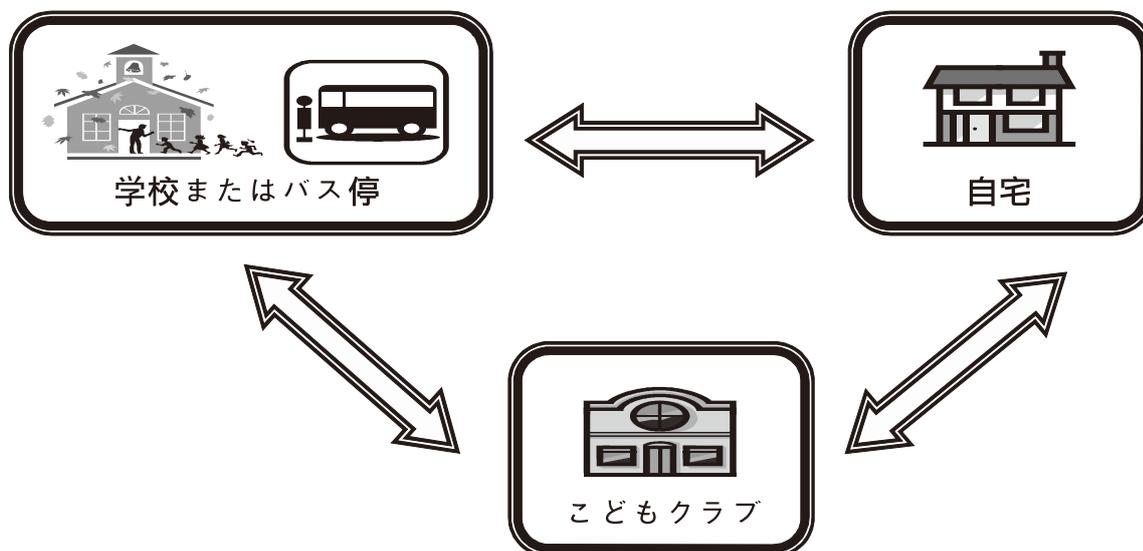
【事業内容】

ガイドヘルパーによる障害児の登・下校時の送迎

【送迎区間】

学校（バス送迎がある学校に通学する場合はバス停）、自宅、こどもクラブの間

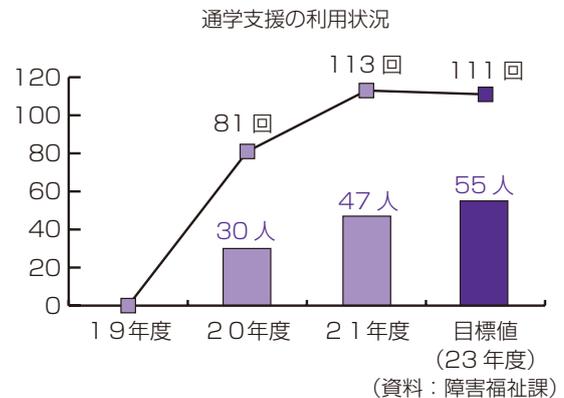
障害児通学支援の送迎区間



? 事業の進み具合はどうか?

平成20年度に事業が開始してから1年間で、利用者数は30人から47人に増え、一人あたりの利用回数についても、81回から113回と大幅な伸びとなりました。

今後も、利用者数・利用回数ともに、増加することが予想されます。



? 今後はどのように取り組んでいくのですか?

近年、特別支援学級・学校に通う障害児を抱える共働き世帯・ひとり親世帯の数は増加傾向にあります。

また、平成21年度より障害児放課後対策事業（※解説④）を開始したことにより、通学支援事業の対象となる障害児の数も増加しています。

今後は、国の障害者福祉に関する動向等を見ながら、事業効果を高め、障害児の安全の確保と保護者の負担軽減等を図っていきます。

■ この事業に関するお問合せは ■

福祉部障害福祉課

03-5246-1202

【解説】

①ガイドヘルパー

ガイドヘルパーとは通称名であり、正式名称は「移動介護従業者」です。障害のある方に対して、外出時の介護等を行う人です。

②特別支援学校

障害者等が「幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立できること」を目的とした学校です。

③特別支援学級

小学校・中学校・高等学校に、特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級です。

④障害児放課後対策事業

放課後や夏休みなどの長期休暇の際に障害児を預けることができる「こどもクラブ」のことです。台東区では、平成21年7月に開始しました。